

船舶事故調査報告書

平成29年1月19日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	転覆
発生日時	平成27年12月24日 11時45分ごろ
発生場所	兵庫県新温泉町鬼門埼東方沿岸 浜坂港矢城ヶ鼻灯台から真方位074° 1.2海里（M）付近 （概位 北緯35°38.4′ 東経134°27.8′）
事故の概要	漁船第三松栄丸は、漂泊中、波を受けて転覆した。 第三松栄丸は、船外機に濡損を生じた。
事故調査の経過	平成27年12月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三松栄丸、0.37トン HG3-28644（漁船登録番号）、個人所有 3.90m（Lr）×1.01m×0.43m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、昭和52年5月10日
乗組員等に関する情報	船長 男性 81歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年3月7日 免許証交付日 平成25年6月14日 （平成31年5月27日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約1.3m、水温 約17℃ 気象庁の情報によれば、鬼門埼北方沖に、波高約1.0m、周期約6秒の波浪があった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、採貝漁を終えて帰港しようとしたところ、船外機が始動しなかったため、平成27年12月24日11時00分ごろ備えていた櫓を漕いで漁場を出発した。 本船は、11時40分ごろ鬼門埼東方沿岸において、船首を南方に向けて漂泊を始め、船長が休憩していたところ、11時45分ごろ高

	<p>波を右舷に受けて転覆した。</p> <p>船長は、本船の船底につかまっているところを通り掛かった渡船に発見され、渡船の船長から通報を受けた海上保安庁が要請した水難救済会の所属船に救助され、新温泉町浜坂港に運ばれた後、救急車で病院に搬送された。</p> <p>本船は、水難救済会の所属船及び巡視艇により浜坂港にえい航された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>本船は、和船型であった。</p> <p>鬼門埼東方沿岸は、絶壁が続き、海底が海岸に向けて急峻となっていて、水上岩が点在しているので、波が変形して磯波が発生しやすい海域である。</p> <p>船長は、漂流を始める際、周囲に磯波が発生している状況を認めたものの、小さい波に見えたので、安全に漂流できると思った。</p> <p>船長は、本事故時、波高約1.3mの磯波を見た。</p> <p>船長の携帯電話は、防水型ではなかった。</p> <p>船長は、本事故時、救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし あり <p>本船は、鬼門埼東方沿岸において、漂流中、波高約1.3mの磯波を正横に受けたことから、転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、漂流を始める際、周囲に磯波が発生している状況を認めたものの、小さい波に見えたことから、安全に漂流できると思ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、鬼門埼東方沿岸において、漂流中、波高約1.3mの磯波を正横に受けたため、転覆したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・磯波の発生する海域で漂流しないこと。 ・船外機の点検を適切に行うこと。 ・防水型携帯電話等を常に携帯し、落水した際の連絡手段を確保しておくこと。

付図1 事故発生場所概略図

